

愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町村が実施する木造住宅耐震診断事業（以下「耐震診断事業」という。）において、愛知県木造住宅耐震診断員（以下「耐震診断員」という。）の登録に関し必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 旧基準木造住宅とは、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。以下同じ。）をいう。
- (2) 耐震診断員とは、愛知県が認定する木造住宅耐震診断員養成講習会（以下「講習会」という。）を受講、修了し、愛知県に登録した者をいう。
- (3) 木造住宅耐震診断とは、改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて耐震診断員が実施する耐震診断をいい、耐震改修概算工事費の提示等を含むものとする。
- (4) 耐震診断事業とは、市町村が旧基準木造住宅に耐震診断員を派遣し、木造住宅耐震診断を実施する事業をいう。

(講習会)

第3条 講習会は、耐震診断員を養成するために愛知県が実施するもの、又は愛知県が認めるものとする。

- 2 講習会は、愛知県内に在住又は在勤する建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者でなければ、これを受けることができない。

(登録の申請)

第4条 耐震診断員の登録を受けようとする者は、前条第1項に規定する講習会を受講し、修了した後、速やかに愛知県木造住宅耐震診断員登録申請書（様式第1号）を知事に対し1部提出するものとする。

(登録証の交付)

第5条 知事は、前条に規定する申請があった場合は、耐震診断員名簿に登載するとともに、申請者に対し愛知県木造住宅耐震診断員登録証（様式第2号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により耐震診断員の登録を行った場合は、登録事項の内容について、耐震診断事業を実施する市町村に対し通知するものとする。
- 3 耐震診断員は、登録証をき損し、又は亡失したときは、愛知県木造住宅耐震診断員登録証再交付申請書（様式第3号、以下「再交付申請書」）を知事に対し1部提出し、再交付を受けなければならない。この場合においてき損した登録証は、再交付申請書に添えて知事に提出しなければならない。

(登録証の有効期限)

第6条 登録証の有効期限は、表面に記載されている年月日までとする。

(登録証の返還)

第7条 有効期限の過ぎた登録証は、速やかに返還するものとする。

(耐震診断員の責務)

第8条 耐震診断員は、市町村の依頼により木造住宅耐震診断を実施し、その結果を現地にて住宅の所有者に対して説明するとともに、当該市町村に報告するものとする。

2 耐震診断員は、木造住宅耐震診断の際に知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。

3 耐震診断員であることを自覚し、公序良俗に反することなく謙虚に誠意を持って対応し、業務を履行するものとする。

4 耐震診断員は、前項に違背しない範囲において、旧基準木造住宅について耐震化の促進に努めるものとする。

5 耐震診断員は、木造住宅耐震診断を行う際には、常に登録証を携帯するものとし、関係者から提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

(登録事項の変更)

第9条 耐震診断員は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じた場合は、速やかに愛知県木造住宅耐震診断員登録申請事項変更届(様式第4号)により知事に届け出るものとする。

(登録の辞退)

第10条 耐震診断員は、登録を辞退しようとするときは、愛知県木造住宅耐震診断員辞退届(様式第5号)に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

(登録の取消し等)

第11条 知事は、第5条に基づく登録を受けた耐震診断員が次の各号に該当する場合においては、当該耐震診断員に対し、一年以内の期間を定めて登録の停止を命じ、又は登録を取消することができる。

(1) 建築士法第9条に基づく免許の取消し処分を受けたとき。

(2) 建築士法第10条第1項に基づく戒告を受けたとき。

(3) 第8条第1項から同条第3項の規定に違反した場合。

(4) 前各号に規定するほか、知事が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により登録を取消された耐震診断員は、速やかに登録証を知事に返納するものとする。

3 前々項の規定により登録を取消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者は、耐震診断員の登録を行うことができない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

この要綱は、平成14年11月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月26日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日までに実施する耐震診断事業に対して適用する。